本号で公布された法令のあらまし

◇衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（法律第四九号）（総務省）

一　衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正関係

1　都道府県別定数配分は、いわゆる「アダムズ方式」により行うこととした。（第三条第二項関係）

2　「アダムズ方式」による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、一〇年に一度の大規模国勢調査でのみ行うこととした。（第三条第三項関係）

3　2の中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、較差が二倍以上となったときに区割り改定で対応することとした。（第三条第三項及び第四条第二項関係）

4　2及び3に係る勧告は、国勢調査の速報値が官報で公示された日から一年以内に行うこととした。（第四条第一項及び第二項関係）

5　各選挙区の人口について、「日本国民の人口」に限ることとした。（第三条第一項関係）

二　公職選挙法の一部改正関係

1　衆議院議員の定数を一〇減することとした（小選挙区六減、比例代表四減）。（第四条第一項関係）

2　比例ブロックの定数配分についても、いわゆる「アダムズ方式」により行うことを明記することとした。（第一三条第七項関係）

三　その他

1　小選挙区定数六減の対象県は、平成二七年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員一人当たり人口の最も少ない都道府県から順に六県とする旨のルールを明記することとした。（附則第二条第二項第一号関係）

2　平成二七年簡易国勢調査に基づく改定案の作成については、各小選挙区の人口に関し、将来見込人口を踏まえ、次回の見直し（平成三二年大規模国勢調査に基づく見直し）までの五年間を通じて較差二倍未満となるように区割りを行うこととした。（附則第二条第三項第一号ロ関係）

3　2に係る勧告は、この法律の施行の日から一年以内においてできるだけ速やかに行うこととした。（附則第二条第四項関係）

4　比例定数四減の対象ブロックについても、平成二七年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」によりブロック別定数を計算した場合に減員対象となるブロックのうち、議員一人当たり人口の最も少ないブロックから順に四ブロックとする旨のルールを明記することとした。（附則第三条第一号関係）

5　この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不断の見直しが行われるものとする旨の検討条項を置くこととした。（附則第五条関係）

四　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、二に係る規定については、平成二七年の国勢調査の結果に基づいて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日から施行することとした。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五〇号）（環境省）

1　国の責務

国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発を行うこととした。（第三条第三項関係）

2　地球温暖化対策計画の記載事項の追加

㈠　地球温暖化対策計画の記載事項として、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発の推進に関する基本的事項を加えることとした。（第八条第二項第九号関係）

㈡　地球温暖化対策計画の記載事項として、地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項を加えることとした。（第八条第二項第一〇号関係）

3　地方公共団体実行計画の共同策定等

㈠　地方公共団体実行計画について、単独で又は共同して策定することとした。（第二一条第一項関係）

㈡　地方公共団体実行計画の記載事項について、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項の例示として、その利用に伴って排出される温室効果ガスの排出の量がより少ない製品及び役務の利用及び都市機能の集約の促進を加えることとした。（第二一条第三項第二号及び第三号関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（法律第五一号）（総務省）

一　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正関係

1　行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義に関すること

㈠　個人情報の定義に特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等の個人識別符号が含まれることとした。（第二条第二項及び第三項関係）

㈡　要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が含まれる個人情報とすることとした。（第二条第四項関係）

㈢　非識別加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものとすることとした。（第二条第八項関係）

㈣　行政機関非識別加工情報とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五八号）の規定により個人情報ファイル簿に掲載されること等に該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる非識別加工情報をいうものとすることとした。（第二条第九項関係）

㈤　行政機関非識別加工情報ファイルとは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であって、特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等をいうものとすることとした。（第二条第一〇項関係）

㈥　行政機関非識別加工情報取扱事業者とは、国の機関等を除き、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいうものとすることとした。（第二条第一一項関係）

3　行政機関非識別加工情報の提供に関すること

㈠　行政機関の長は、㈡から㈤までに従い、行政機関非識別加工情報を作成し、及び提供することができる等とすることとした。（第四四条の二関係）

㈡　行政機関の長は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルが2㈣に該当すると認めるときは、個人情報ファイル簿に提案の募集をする個人情報ファイルである旨等を記載しなければならないものとすることとした。（第四四条の三関係）

㈢　行政機関の長は、定期的に、㈣の提案を募集するものとすることとした。（第四四条の四関係）

㈣　行政機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、提案に係る個人情報ファイルの名称等を記載した書面を提出して提案をすることができるものとすることとした。（第四四条の五関係）